別冊

## 事前質問·回答一覧

No.	資料 該当箇所	委員名	御意見·御質問	回答
1	【資料2】 P13	堅島委員		受講者数は1万人を超え、多くの市民の方にご参加いただいており、障がいに対する理解が着実に広がってきていると考えております。また、複数回研修に参加されている方もおられることから、今後は、こうした関心の高い市民の方々が福祉の現場でボランティアとして活動しやすくなるよう、仕組みづくりを進めてまいります。さらに、手をつなぐ育成会による疑似体験型ワークショップは、障がいのある方の「見え方」や「感じ方」を体験し、理解を深める有意義な取り組みです。本市でも同様の研修を実施しており、今後は手をつなぐ育成会をはじめとする関係団体との連携を図りながら、より効果的な理解促進

No.	資料 該当箇所	委員名	御意見·御質問	回答
2	【資料3】 P1	堅島委員	〇避難行動要支援者支援経費 「災害時要援護者避難支援制度と避難行動要支援者制度を統合する」 とありますが、どう違っていたのか、どう変わるのか具体的に教えていた だきたいと思います。	〈健康福祉政策課〉 名簿の対象者や配付の運用等が異なる類似の制度が併存していることで、煩雑でわかりにくいとのご意見が、制度説明等に際し地域の支援者等から多く聞かれていたことから、制度(名簿)の一本化や平時における名簿の提供手法などの見直しを行いました。 【統合前の災害時要援護者避難支援制度(要援護者登録者名簿)】 ●関係法令:国が示す災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づく●対象者:災害時に自力で避難できない方 高齢者(独居老人、高齢者のみの世帯、寝たきり、認知症)、障がい者、妊産婦、乳幼児、医療依存度の高い方(人口呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人口血液透析者、特殊薬剤使用者、経管栄養使用者等) ●同意の有無:本人の申請(同意に基づく●外部提供・共有・支援方法:年一回更新配布し平常時も地域関係者による見守りや避難場所などの情報提供、災害時は避難支援に活用 【統合前の避難行動要援護者支援制度(避難行動要支援者名簿)】 ●関係法令:災害対策基本法に基づく ●対象者:熊本市地域防災計画で定める要件を満たす方要介護認定3~5、身障者手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級・2級、指対象者:熊本市地域防災計画で定める要件を満たす方要介護認定3~5、身管者手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級・2級、指決事務と別令の情報となるといるといるといまたは発生するおそれがある場合にのみ、覚書の取り交しをした地域団体へ提供され、避難支援に活用 【統合後(事例)】 ●外部提供への同意を得た者の名簿(同意者名簿)を年一回更新、配布し平常時も地域関係者(自治会長や民生委員・児童委員等)による見守りや避難場所などの情報提供に活用する。 ●個別避難計画作成を希望する者について、居宅介護支援事業所のケアマネージャーや障がい者相談支援事業所の相談員や、市社会福祉協議会等と一緒に、災害に備えるための具体的な計画を、事前に作成することが可能となった。 ●図言時には同意を得ていないものも含む名簿(全体名簿)を原則として救出・救護を行う消防機関や警察への提供を行う。 ●気害時には同意を得ていないものも含む名簿(全体名簿)を原則として救出・救護を行う消防機関や警察への提供を行う。 ●気等時には同意を得ていないものも含む名簿(全体名簿)を原則として救出・救護を行う消防機関や警察への提供を行う。 ●気海対象者は、以前の避難行動要支援者名簿対象者に加え、以前の災害時要援護者名簿対象者、両方の名簿対象者を本制度対象とするよう名簿を整理することとした。

No.	資料 該当箇所	委員名	御意見·御質問	回答
3	【資料5】	堅島委員	わってから、利用しようと考えている人もいらっしゃるようです。	〈障がい福祉課〉 熊本市成年後見制度利用促進計画における取組の方向性として成年後 見人等の担い手の確保を掲げており、その中で、引き続き市民後見人の 育成に取り組むこととしております。 同じ地域に暮らす生活者として、市民に寄り添った支援を可能とする市 民後見人のさらなる育成のため、養成講座や育成プログラムについて も、関係機関と連携や確認を行いながら、市民後見人の養成に努めてま いります。 なお、今年度より「熊本県市民後見人等(権利擁護人材)の担い手育成 方針」に基づき、熊本市外に住んでいる方でも市民後見人養成講座が受 講できる態勢づくりを行い、他市町村とも連携を進めていきたいと考え ております。
4	【資料8】 P4	松村委員	ども自身の意見も反映してください。	<こども政策課> 熊本市こども計画2025の推進にあたっては、こども施策の策定、実施、評価の際に、こどもや若者等の声に耳を傾け、対話し、進捗を共有しながら共に推進することとしております。 現在、こどもや若者の意見を施策に反映させていくための全庁的な仕組みづくりについて検討を開始したところであり、本計画の検証にあたっては、こどもや若者の意見を踏まえることはもちろんのこと、ターゲットに応じた施策の有効性を整理できるよう丁寧な検証作業を行ってまいります。
5	【資料8】 P6~11	松村委員	○熊本市こども計画2025 「こどもや若者を権利の主体」として尊重する、と謳っている本計画においては、「こどもの意見表明」が確実に行われるかどうかが、最も問われるところだと考えます。 「こどもや子育て当事者の意見を市政や学校運営に反映」していくためには、上意下達による運営を見直し、前例踏襲や同調圧力といった意思決定のやり方を、社会全体で見直していくことが求められます。 そのためにも、開かれた場所で、こどもたちを中心にした市民らによる議論が担保できるよう、学校や行政関係部局が積極的に機会づくりに取り組んで頂きたいと思います。	<こども政策課> 熊本市こども計画2025では、こどもの意見を市政や学校運営に反映 していくこととしており、現在、こどもや若者の意見を施策に反映させて いくための全庁的な仕組みづくりについて検討を開始したところです。 こどものニーズを踏まえたより実効性の高い施策を推進していくため、 今まで以上にこどもたちが自分の意見を表明できる機会の創出に取り 組んでまいります。